

【緊急！】消費者トラブル注意報 第88号

災害名目の保険金等の不正請求の勧誘にご注意ください

「台風被害と言えば保険金を請求できる」「修理費用を実際より多く請求したことにするので、補助金を多く受け取らないか」と勧誘されたという相談が寄せられています。これらは「不正請求」であり、返還を求められるだけでなく、詐欺罪に問われることもあります。

□事例1

訪問してきた業者に「台風被害と言えば保険金を請求できる」と勧誘された。家屋に台風被害はなかったが、しつこく迫られたので、しかたなく書類を作成した。その際、手数料として保険料の35%を請求された。

□事例2

地震で被害を受けた家屋の修理を依頼した業者から「修理費用を実際より多く請求したことにするので、補助金を多く受け取らないか」と持ち掛けられた。

□事例3

訪問してきた修理業者に写真を見せられ「家屋の修理が必要だが、火災保険で自己負担なく修理できる」と言われ申し込んだ。後日、念のため他の業者にも見てもらったら、修理は必要ないと言われたのでキャンセルしようとしたら、多額のキャンセル料を請求された。

□消費者へのアドバイス

①不正請求の勧誘に乗ってはいけません

事実と異なる申請をすることは「不正請求」であり、返還を求められるだけでなく、申請者自身が詐欺罪に問われることもあります。そのような誘いには絶対に乗ってはいけません。

②すぐ契約せず、まずは家族などと相談しましょう

手続きを業者に任せきりにせず、家族や支援者などと相談して、加入している保険会社等に保険の適用になるか確認しましょう。なお、保険金請求の手数料は損害保険の補償対象とはなりません。

※お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）